

## ○佐久市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

令和4年3月24日告示第48号

### 佐久市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、自転車を利用する者のヘルメット着用を促進し、重大事故を未然に防止するため、自転車用ヘルメットの購入に係る経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、「自転車用ヘルメット」とは、自転車を使用する際に着用する新品であって、SG基準に適合するものとして認証を受けたもの又はこれに相当する安全基準を満たしていると市長が認めるものをいう。ただし、佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第5号）第4条第3項に規定する通学用ヘルメット及び中学校のあっせん等により購入するものを除く。

(補助対象者等)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、現に居住している者。ただし、未成年者については、保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）と同一世帯に属する者
- (2) 市税等を滞納していない者。ただし、未成年者については、保護者が市税等を滞納していない者

(交付対象経費及び額)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自転車用ヘルメットの購入に要する経費（消費税を含む。）とし、付随するサービスの加入費及び利用に要する費用その他の費用は含まないものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、3,000円を限度とする。
- 3 前項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 4 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回に限るものとする。

(交付申請等)

**第5条** 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、購入日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条に規定する基準に適合することが分かるカタログ又は取扱説明書の写し
  - (2) 購入した商品名、購入価格、購入日付及び販売店名の記載された領収書の写しその他支払をしたことを証する書類
- 2 第3条に規定する補助対象者が未成年者である場合は、その保護者が当該補助対象者に代わり申請するものとする。

(交付決定等)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、佐久市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。